



新監告示第5号

地方自治法第199条第5項の規定による令和7年度実地棚卸資産監査を新座市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和8年4月16日

新座市監査委員 松 本 四 郎



新座市監査委員 野 中 弥 生



令和7年度

# 実地棚卸資産監査結果報告書

新座市監査委員

## 令和7年度実地棚卸資産監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 監査対象機関

新座市水道事業 新座市長（インフラ整備部）

#### (2) 監査対象範囲

新座市水道事業会計規程第44条第2項別表第2に掲げる材料、品質及び形状

#### (3) 監査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 監査の着眼点

新座市水道事業会計規程第56条の規定に基づく実地棚卸しが適正に行われたかどうか。

### 3 監査の主な実施内容

提出された棚卸表（棚卸資産明細書）、貯蔵品出納簿、総勘定元帳及びその他関係書類に基づく帳簿突合、棚卸表（棚卸資産明細書）に基づく在庫残高の現物検証並びに関係職員からの説明及び質疑応答

### 4 監査の実施場所及び実施日

#### (1) 実施場所

監査委員室及び西堀浄水場倉庫

#### (2) 実施日

令和8年4月16日

### 5 監査の結果

(1) 棚卸表（棚卸資産明細書）は、貯蔵品出納簿、総勘定元帳と突合した結果、受入・払出個数はおおむね符合していた。ただし、20mm口径の貯蔵品出納簿における払出事由に一箇所記載誤りがあったため、正確に記載するよう指導した。

(2) 実査の結果、棚卸表（棚卸資産明細書）と現地在庫数は符合していた。

(3) 実査の結果、品質及び形状は、符合していた。

(4) 令和8年3月31日現在の棚卸資産（量水器）の現在高は、別紙「棚卸資

産現在高」のとおりである。

別紙

棚卸資産現在高

○ 量水器

令和8年3月31日現在

口径	現在高	
	個数(個)	金額(円)
13 mm	281	431,054
20 mm	585	1,297,530
25 mm	9	26,820
30 mm	7	52,645
40 mm	4	31,760
50 mm	1	30,140
75 mm	0	0
100 mm	0	0
合計	887	1,869,949